

札幌市地域活動保険実施要綱

(制定 令和 5 年 5 月 12 日市民文化局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市（以下「市」という。）が行う地域活動保険事業について必要な事項を定めることにより、市民が安心して地域活動に参加できるよう支援することで、その活動の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動 地域活動団体又は個人が自主的に行う別表に定めた公益性のある奉仕活動で、報酬（実費弁償相当を除く。）を受けない継続的・計画的な、日本国内で行われる活動をいう。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動を除く。
- (2) 地域活動団体 自治会、町内会、婦人会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会等、地域を基盤として設立され、主に地域住民を構成員として市内に活動の本拠地を置き、継続的・計画的に地域活動を行っている団体等をいう。
- (3) 地域活動者（以下「活動者」という。） 地域活動団体において地域活動を実践する者（地域活動団体において、地域活動の計画立案及び運営の指導的立場にある者又はこれに準ずる者を含む。）及び個人で地域活動を実践する者で、市内に在住、通勤又は通学している者をいう。なお、個人で地域活動を実践する者とは、地域活動団体や市の募集に応じて地域活動をする者をいう。

(地域活動保険事業)

第 3 条 市は、地域活動保険事業を、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結することにより実施する。

2 地域活動保険事業の事業内容については、前項に規定する保険契約によるほかこの要綱の定めるところによる。

(対象となる事故)

第4条 地域活動保険の対象となる地域活動中の事故とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 地域活動中の活動者が、活動者の過失により、地域活動中の活動者若しくは第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、当該活動者や地域活動団体が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任（同居の親族に対して負担する損害賠償を除く。）を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 地域活動中（地域活動を行う場所と居住地との往復経路を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、地域活動中の活動者が死亡又は負傷した事故（熱中症（熱射病・日射病）及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）をいう。

(地域活動保険が適用されない事故)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域活動保険を適用しない。

(1) 損害賠償責任事故

ア 市の執行機関若しくはその補助機関である職員、活動者又はこれらの者の代理人の故意又は重過失に起因する事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する事故

ウ 地震、噴火又は津波に起因する事故

エ 活動者の心神喪失に起因する事故

オ 活動者の又は活動者の指図による暴行又は殴打に起因する事故

カ 車両の所有、使用又は管理に起因する事故

キ 施設の建設、改築、改造又は修理等の工事

ク 活動者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合にお

いて、その約定によって加重された賠償責任

ケ その他保険契約に定めるもの

(2) 傷害事故

ア 市の執行機関若しくはその補助機関である職員又は活動者の故意又は重過失に起因する事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する事故

ウ 地震、噴火又は津波に起因する事故

エ 活動者の脳疾患、疾病又は心神喪失

オ 妊娠、出産、早産又は流産

カ 活動者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故

キ 頸部症候群（いわゆるむちうち症）又は腰痛などで医学的他覚所見のないもの

ク 活動者の無資格運転又は酒酔い運転、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間の事故

ケ チェーンソーの使用に起因する事故

コ その他保険契約に定めるもの

（損害賠償責任事故の支払対象となる費用等）

第6条 損害賠償責任事故の支払対象となる費用等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費、その他の損害賠償金

(2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用

(3) 損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、和解又は調停に要した費用で保険会社の承認を得て支出したもの

(4) 保険会社に協力するために支出した費用

(5) その他保険契約に定めるもの

（損害賠償責任事故のてん補額）

第7条 損害賠償責任事故のてん補額は、次の各号に掲げる額を限度額とする。

- (1) 身体賠償 他人の身体に損害を与え、活動者が損害賠償責任を負った事故は、1人につき1億円、1事故につき5億円とする。
- (2) 財物賠償 他人の財産に損害を与え、活動者が損害賠償責任を負った事故は、1事故につき1,000万円とする。
- (3) 保管者賠償 他人からの預かり品や管理しているものを滅失、き損又は汚損等により損害を与え、活動者が賠償責任を負った事故は、1事故につき500万円とする。

(傷害事故の保険金支払額)

第8条 傷害事故の保険金支払額は、次の各号に掲げる額を限度額とする。

- (1) 死亡補償 活動者が地域活動中に発生した傷害事故を原因として、当該事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、その法定相続人に対し、死亡保険金500万円(既に支払った後遺障害保険金がある場合は、それを控除した金額)を支払うものとする。
- (2) 後遺障害補償 活動者が、地域活動中に発生した傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して、後遺障害保険金を支払うものとし、その額は500万円を限度として、障害の程度により保険約款に定める区分に応じた割合を乗じた額とする。
- (3) 入院補償 活動者が、地域活動中に発生した傷害事故を原因として、その直接の結果として入院した場合は、その者に対し入院保険金を支払うものとし、その額は入院した日数に応じて、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とし、1日につき3,000円とする。
- (4) 手術補償 入院補償が給付される場合に、その治療のため手術を受けたときは、第3条の保険契約に定める額を給付するものとする。
- (5) 通院補償 活動者が、地域活動中に発生した傷害事故を原因として、その直接の結果として通院した場合は、その者に対し通院保険金を支払うものとし、その額は通院した日数に応じて、事故の発生の日からその日を含めて180日までの間において90日を限度とし、1日につき2,000円とする。

(事故の通報)

第 9 条 活動者（活動者が死亡した場合は、その法定相続人）は、地域活動中に事故が発生したときは、速やかに市長に通報しなければならない。

(事故報告)

第 10 条 前条の活動者（活動者が死亡した場合は、その法定相続人）は、前条の通報の後に速やかに市長に報告しなければならない。

(事故の確認)

第 11 条 市長は、前条の報告があったときは、保険会社と協議し補償対象であるかを確認する。

(保険金の請求)

第 12 条 損害賠償責任事故に係る保険金は、当該活動者と被害者との法律上の問題が解決した後に、当該活動者が請求書に必要な書類を添付して市長に請求するものとする。

2 傷害事故による保険金は、活動者が死亡したとき又は治療が終わった後（事故の発生の日から 180 日を経過するに至った場合はその経過した日以後）に死亡した者の法定相続人又は傷害を負った者が市長に請求するものとする。

(保険金の支払)

第 13 条 保険会社は、前条の請求があった場合に、保険金請求者が指定する金融機関の口座に保険金を振り込むことによって、保険金の支払いを行うものとする。

2 保険会社は、前項に規定する保険金の支払いを行ったときは、前条に規定する請求者及び市長に対して、その旨の通知を行うものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項は、第 3 条の規定により契約する保険契約に係る保険約款、特約条項、覚書等の定めるところによるとともに、市と保険会社が協議の上、決定するものとする。

2 この事業の実施に当たり必要な様式等は市民自治推進室長が定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 5 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 12 日から施行する。

別表（第2条関係）

事業		区分	対象活動	活動例
地域活動団体の主催・共催事業	1	地域活動団体の運営に関する活動	地域活動団体の運営に関する活動（自助的な活動や懇親を目的とした活動を除く。）	広報誌配布、回覧板回付、集金活動 等
	2	生活環境に関する活動	防災活動 防火活動 防犯活動 交通安全活動 保健衛生活動	防災訓練、避難所運営、防火活動、防犯パトロール、交通事故防止活動、自転車等放置防止活動、住民健診活動、害虫等駆除 等
	3	自然環境に関する活動	公園の環境整備運動 河川の環境整備運動 道路の環境整備運動 集団資源回収活動 地球環境を守る活動	公園・河川・市街地の清掃、草刈り、資源回収・リサイクル活動、環境保全活動 等
	4	社会福祉に関する活動	高齢者の福祉のための活動 障がい者の福祉のための活動 児童の福祉のための活動 母子・子育て支援のための活動 社会福祉施設への協力活動	行事運営、交流、見守り活動、募金活動、手話通訳 等
	5	青少年育成に関する活動	青少年の健全育成のための活動 青少年の非行防止のための活動	行事運営、交流、非行防止活動 等
	6	社会教育・文化スポーツ・国際交流に関する活動	社会教育活動 文化振興活動 スポーツ振興活動 国際交流活動	文化・芸術指導、講演会・コンサート運営、伝統文化の継承・振興 等
市の主催・共催事業	7	区や地域（地域活動団体を含む。）の活性化に資する事業		
その他	8	その他、市長が特に必要と認める活動		

備考

- 1 地域活動には、準備活動及び活動場所への往復の経路が含まれる。
- 2 行事や競技への参加のみを目的とする者は活動者には含まれない。